

用具の種目及び性能等

種 目	対 象 者	性 能	耐用年数	基 準 額
特殊寝台	下肢又は体幹障害２級以上の者 で、原則として学齢児以上のもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付 帯し、原則として使用者の頭部及 び脚部の傾斜角度を個別に調整で きる機能を有するもの	８年	154,000円
特殊マッ ト	下肢又は体幹障害１級の者（常 時介護を要する者に限る。）又 は知的障害Ａ１若しくはＡ２の 者で原則として３歳以上のもの	褥瘡を防止し、又は失禁等による 汚染若しくは損耗を防止できる機 能を有するもの	５年	19,600円
特殊尿器	下肢又は体幹障害１級の者（常 時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、 障害者又は介護者が容易に使用し 得るもの	５年	67,000円
入浴担架	下肢又は体幹障害２級以上の者 （入浴に当たって家族等他人の 介助を要する者に限る。）で、 原則として３歳以上のもの	障害者を担架に乗せたままリフト 装置により入浴させるもの	５年	82,400円
体位変換 器	下肢又は体幹障害２級以上の者 （下着交換等に当たって家族等 他人の介助を要する者に限る。 ）で、原則として学齢児以上の もの	介助者が障害者の体位を変換させ るのに容易に使用し得るもの	５年	15,000円
移動用リ フト	下肢又は体幹障害２級以上の者 で原則として３歳以上のもの	介護者が重度身体障害者を移動さ せるに当たって、容易に使用し得 るもの（設置に当たり住宅改修を 伴うものを除く。）	４年	159,000円
訓練いす	下肢又は体幹障害２級以上の者 で、原則として３歳以上１８歳 未満のもの	原則として付属のテーブルをつい ているもの	５年	33,100円
入浴補助 用具	下肢又は体幹障害を有し、入浴 に介助を必要とする者で、原則 として３歳以上のもの	入浴時の移動、座位保持、浴槽へ の入水等を補助でき、障害者又は 介助者が容易に使用し得るもの（ 設置に当たり住宅改修を伴うもの を除く。）	８年	90,000円

種 目	対 象 者	性 能	耐用年数	基 準 額
便器	下肢又は体幹障害２級以上の者 で、原則として学齢児以上のもの	手すりをつけることができ、障害者が容易に使用し得るもの	８年	手すりなし 4,450円 手すりあり 5,400円
頭部保護帽	知的障害Ａ１若しくはＡ２の者 若しくは下肢、体幹、平衡機能障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの又は精神障害１級の者	ヘルメット型で転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	３年	スポンジ・皮製 15,656円 プラスチック製 37,853円
歩行補助杖	下肢、体幹、又は平衡機能障害者	木材又は軽金属製で、十分な強度を有する一本杖	３年	木材製 2,310円 軽金属製 3,150円 (一部夜光材付は410円、全面夜光材付は1,200円増、外装に色付ラッカーを使用するものは260円増)
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者で、原則として３歳以上のもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等。(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。) ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度及び安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	８年	60,000円
特殊便器	上肢障害２級以上又は知的障害Ａ１若しくはＡ２であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で、原則として学齢児以上のもの	温水温風を出し得るもの(取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	８年	151,200円

種 目	対 象 者	性 能	耐用年数	基 準 額
火災警報器	障害等級２級以上（精神障害にあっては１級）又は知的障害Ａ１若しくはＡ２の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	８年	15,500円
自動消火器	障害等級２級以上（精神障害にあっては１級）又は知的障害Ａ１、Ａ２の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	８年	28,700円
電磁調理器	視覚障害２級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者に限る。）又は知的障害Ａ１若しくはＡ２の者で、１８歳以上のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	６年	41,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	１０年	7,000円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯の者に限る。）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	１０年	87,400円
透析液加温器	腎臓機能障害３級以上あり、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者で、原則として３歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年	51,500円
ネブライザー	呼吸機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	５年	36,000円

種 目	対 象 者	性 能	耐用年数	基 準 額
電気式た ん吸引器	呼吸機能障害3級以上又は同程 度の身体障害者のうち必要と認 められる者で、原則として学齢 児以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
酸素ボン ベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法 を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	21,000円
視覚障害 者用体温 計（音声 式）	視覚障害2級以上の者（視覚障 害者のみの世帯及びこれに準ず る世帯の者に限る。）で、原則 として学齢児以上のもの	視覚障害者が容易に使用し得るも の	5年	9,000円
視覚障害 者用体重 計	視覚障害2級以上の者（視覚障 害者のみの世帯及びこれに準ず る世帯の者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るも の	5年	18,000円
携帯用会 話補助装 置	音声言語機能若しくは言語機能 障害者又は肢体不自由者のう ち、音声又は発語に著しい障害 を有する者で、原則として学齢 児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章 に変換する機能を有し、障害者が 容易に使用し得るもの	5年	98,800円
情報・通 信支援用 具	視覚障害2級以上又は上肢障害 2級以上の者で原則として学齢 児以上のもの	アプリケーションソフト又は入力 サポート機器で、対象障害者がパ ソコンを使用するのにどうしても 必要になるもの	5年	100,000円
点字ディ スプレイ	視覚障害2級以上である身体障 害者のうち、必要と認められる 者	文字等のコンピュータの画面情報 を点字等により示すことのできる もの	6年	383,500円
点字器	視覚障害者	32マス18行の標準型又は32 マス3行から12行までの携帯型 からなる点字を打つ器具	標準型 7年 携帯型 5年	標準型 真鍮製 10,712円 プラスチック製 6,798円 携帯型 アルミニウム製 7,416円 プラスチック製 1,700円

種 目	対 象 者	性 能	耐用年数	基 準 額
点字タイ プライター	視覚障害２級以上の者(就労し、 若しくは就学している者又は就 学が見込まれている者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るも の	５年	63,100円
視覚障害 者用ポー タブルレ コーダー	視覚障害２級以上の者で、原則 として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンを知覚し 又は認識することができ、かつ、 デイジー方式による録音及び同方 式により記録された図書の再生が 可能な製品であって、視覚障害者 が容易に使用し得るもの	６年	録音再生 85,000円 再生専用 35,000円
視覚障害 者用活字 文書読み 上げ装置	視覚障害２級以上の者で、原則 として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載され た当該文字情報を暗号化した情報 を読み取り、音声信号に変換して 出力する機能を有するもので、視 覚障害者が容易に使用し得るもの	６年	99,800円
音声ＩＣ タグレコ ーダー	視覚障害２級以上の者で、原則 として学齢児以上のもの	ＩＣタグ（集積回路が組み込まれ たタグ）に事前に登録された音声 を暗号化した情報を読み取り、音 声信号に変換して出力する機能を 有するもので、視覚障害者が容易 に使用し得るもの	５年	63,000円
視覚障害 者用拡大 読書器	視覚障害者のうち本装置により 文字等を読み、又は聞くことが 可能になる者で原則として学齢 児以上のもの	画像入力装置を印刷物等の読みた いものの上に置くことで、簡単に 拡大された文字等の画像をモニタ ーに映し出すことができるもの又 は文字を音声で読み上げることが できるもの	８年	198,000円
視覚障害 者用時計	視覚障害２級以上の者で、原則 として学齢児以上のもの。ただ し音声時計は、原則として手指 の触覚に障害がある等のため触 読式時計の使用が困難な者に限 る。	視覚障害者が容易に使用し得るも の	１０年	触読 10,300円 音声 13,300円

種 目	対 象 者	性 能	耐用年数	基 準 額
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声若しくは発語に著しい障害を有する者のうち、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
人工喉頭	音声言語機能障害者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き擬音化するもの 電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き擬音化するもの	4年	笛式 5,150円 電動式 72,203円
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	—	—
蓄便袋	直腸機能障害者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋でラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	—	8,858円
蓄尿袋	ぼうこう機能障害者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で、尿処理用のキャップ付きのもの	—	11,639円
洗腸器具	直腸機能障害者	使用者が安全に使用でき、洗腸し得るもの	1年	12,000円

種 目	対 象 者	性 能	耐用年数	基 準 額
紙おむつ	次のいずれかに該当する者で3歳以上もの ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の著しいびらん又はストマの変形のためストマ用装具を装着できない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で紙おむつ等の用具類を必要とするもの	対象者が使用しやすいもの	—	12,000円
収尿器	排尿機能障害のある者	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成されるラテックス製又はゴム製のもので、尿の逆流防止装置がついているもの。 女性用 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの（普通型）又はポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付きのもの（簡易型）で採尿袋20枚を1組とするもの	1年	男性用 普通型 7,931円 簡易型 5,871円 女性用 普通型 8,755円 簡易型 6,077円

種 目	対 象 者	性 能	耐用年数	基 準 額
居宅生活 動作補助 用具	下肢若しくは体幹障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者のうち障害等級3級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合にあっては、上肢障害2級以上のものに限る。）で、原則として学齢児以上のもの	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000円
発電機又はバッテリー	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用中の者	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器の機能を維持するためのものであって、介護者が容易に使用し得るもの	10年	100,000円
エアーマット	下肢又は体幹障害2級以上の者であって、寝たきりの状態が6か月以上続き、常時他人の介助を要する者	床ずれ防止のためのものであって、エアーマット及び送風装置からなるもの。（水等によって減圧による体圧分散効果をもつウォーターマット等を含む。）	5年	82,400円
人工内耳用電池	聴覚障害者で、人工内耳を装用している者	人工内耳に使用する電池	—	2,000円
人工内耳用体外機（スピーチプロセッサ）	聴覚障害者で、人工内耳用体外機（スピーチプロセッサ）を装用している者（医療保険等の他制度で助成対象となる場合を除く。）	スピーチプロセッサ等の外部装置で聴覚障害者が容易に使用できるもの	5年	1,000,000円

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。